

争議行為に係る規制・調整措置のモデルケース

〔現行制度（公益事業等）〕

争議予告

- 対象：公益事業等
- 少なくとも10日前までに予告
- 通知先
 - ・労働委員会
 - ・厚労大臣又は都道府県知事
- 通知内容
 - ・事件（争議行為の目的等）
 - ・日時
 - ・場所
 - ・概要（争議行為種類・規模等）
- 公表

調停

- ①任意調停
 - i) 双方の申請
 - ii) 協約に基づく双方・一方の申請
- ②強制調停
 - iii) (公益事業) 一方の申請
 - iv) (公益事業) 労働委員会職権
 - v) (公益事業等) 厚労大臣等請求

※NTT特例（民営化時の特例。vの調停に関し、最大15日間争議禁止、実情・経過公表規定あり。）

緊急調整

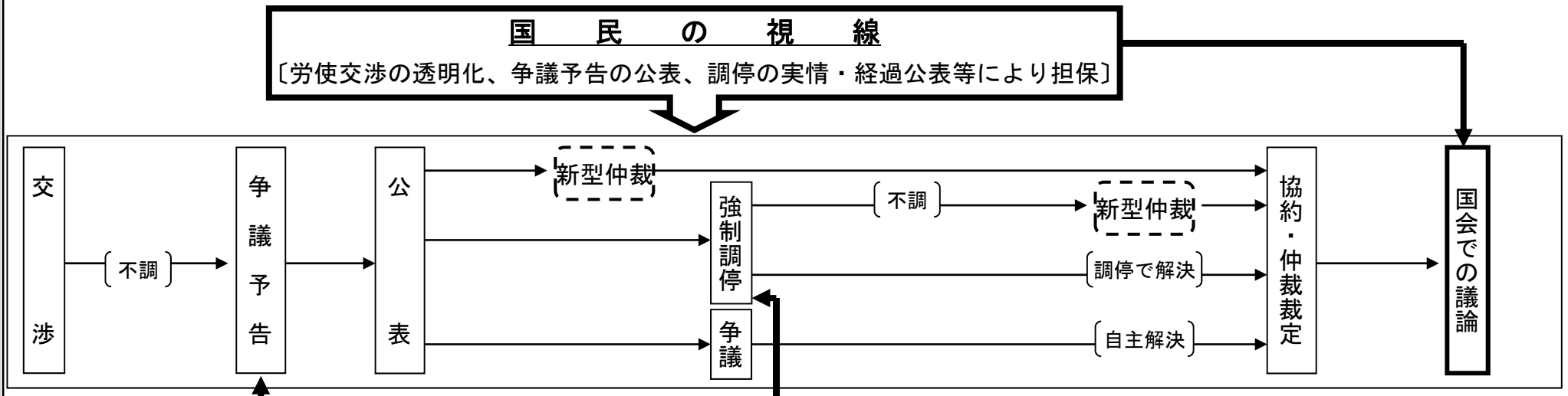
- 対象：公益事業・大規模争議等
- 大きな影響のおそれが現に存在
- 中労委の意見を聴き、内閣総理大臣が決定
- 中労委が解決に最大限の努力
- 50日間争議行為禁止

強制仲裁

- 対象：特定独法・国有林野
- 開始要件
 - ・あっせん等開始後2月経過して未解決の場合に一方からの申請
 - ・あっせん等実施中の事案について、中労委の職権
 - ・主務大臣（厚労大臣、農水大臣等）の申請

〔モデルケースの交渉の流れ〕

（あっせん・任意調停・任意仲裁は随時実施。ここでは省略。）



〔モデルケースの内容〕

争議予告

- 対象：公務
- 予告期間長期化
- 通知先
 - ・中労委
 - ・厚労大臣
- 通知内容
 - ・事件（争議行為の目的等）
 - ・日時
 - ・場所
 - ・概要（争議行為種類・規模等）
- 公表

調停

- ①任意調停
 - i) 双方の申請
 - ii) 協約に基づく双方・一方の申請
- ②強制調停（公務）
 - iii) 一方の申請
 - iv) 中労委職権
 - v) **主務大臣請求**
 - vi) **内閣総理大臣請求**

vi)のみとするか、v)のみとするか、公益の観点からの判断を下す第三者機関も関与するか等の選択肢。

○公益の観点からの請求の場合、最大50日間争議禁止（違反時の罰則付き）、実情・経過公表、優先処理。

新型仲裁（仮称）

- 適用される場合
 - 公益に大きな影響のおそれ
- 開始要件
 - 内閣総理大臣申請**
 - ※中労委の調整機能を重視して、内閣総理大臣申請とともに、中労委決議による場合も考えられるとの意見あり。また、内閣総理大臣申請のみとの意見あり。
- 新型仲裁開始決定後の争議禁止